



電話勧誘での電気の契約切り替えについて トラブルが急増!

事例:

【事例1】 大手電力会社を騙り電話があり、「電気料金が20%安くなる。69歳以下の家族はいるか。」と聞かれたため、69歳以下の家族はいると伝えたところ、電話が切れた。不審だ。(70歳代 男性)



【事例2】 電話で「今よりも電気料金が安くなる」と勧誘され契約した。現在の契約のプラン変更だと思っていたが、書類が届き、別の業者と契約したことがわかった。(80歳代 女性)

※(独)国民生活センター HPより抜粋
※消費者庁イラスト集より



被害にあわないためのアドバイス



- 電力会社から、電気の契約切り替えについて電話や訪問で勧誘を受けた場合、事業者名や連絡先を確認するとともに、自らの意思を明確に伝えることが大切です。必要なければきっぱり断りましょう。
- 電気の契約切り替えに必要な住所や供給地点特定番号等の情報は、現在契約している会社が発行する検針票に記載されています。 検針票の記載情報を伝えたところ、勝手に別の会社への切り替え手続きをされていたというケースもあります。安易に検針票の記載情報は伝えないようにしましょう。
- 電話勧誘で契約した場合、法定の契約書面を受け取った日から8日間以内であれば、原則としてクーリング・オフができます。困ったときは一人で悩まず、消費生活センターにご相談ください。(消費者ホットライン ☎188 (いやや) も使用できます。)

岡山市消費生活センター	
電話	(086) 803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～16時

または

岡山県消費生活センター	
電話	(086) 226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～16時30分